

【税額について】

車種	年税額	車種	年税額
原付50cc以下	2,000円	小型特殊(農耕用)	2,400円
原付50cc超 90cc以下	2,000円	小型特殊(その他)	5,900円
原付90cc超 125cc以下	2,400円	軽二輪	3,600円
ミニカー	3,700円	二輪小型自動車	6,000円

車種	年税額(※1)	年税額(※2)	年税額(※2)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
軽四乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
軽四貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
軽四貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円

(※1)平成27年3月31日までに新規登録された車両

(※2)平成27年4月1日以降に新規登録された車両

(※3)新規登録後13年を経過した車両

〈グリーン化特例(軽課)〉

軽四輪等で、排出ガス性能および燃費性能の優れた車両について、新規登録の翌年度分のみ以下の税額が適用されます。

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに初めて新規登録した軽四輪等

車種	(ア)概ね75%軽減	(イ)概ね50%軽減	(ウ)概ね25%軽減
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円
軽四乗用(営業用)	1,800円	3,500円	5,200円
軽四乗用(自家用)	2,700円	5,400円	8,100円
軽四貨物(営業用)	1,000円	1,900円	2,900円
軽四貨物(自家用)	1,300円	2,500円	3,800円

(ア)電気軽自動車、天然ガス軽自動車

(平成21年排出ガス10%低減達成または平成30年排出ガス規制に適合した車両)

(イ)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車で、かつ令和2年度燃費基準+30%達成車両

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車で、かつ平成27年度燃費基準+35%達成車両

(ウ)乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車で、かつ令和2年度燃費基準+10%達成車両

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車で、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車両

※(イ)、(ウ)については、内燃費機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに初めて新規登録した自家用乗用車

車種	(エ)概ね75%軽減
軽四乗用(自家用電気自動車等)	2,700円

(エ)電気軽自動車、燃料電池軽自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス軽自動車

(平成21年排出ガス10%低減達成または平成30年排出ガス規制に適合した車両)